

分担研究報告書

医療通訳の認証と受入れに対するシステムティックな体制整備に関する検討

研究分担者 田畑知沙 大阪大学医学部附属病院未来医療開発部国際医療センター(特任講師)

研究要旨

医療通訳認定制度の実用化のために、認証制度に必要な枠組みと医療機関の受入れ体制に関する課題を抽出し、検討を行った。

医療通訳認証制度には、育成・認定・研修の3つの要素が必須であり、さらに認証後も継続的な生涯学習が専門職として重要であると考えられた。医療機関の体制整備では、医療安全対策として医療通訳が必要であるとの認識をもち、医療通訳の質の評価や契約関係などを明らかにして受け入れを行う必要がある。さらに、通訳記録の保存や共通した講習の受講により質の担保と業務内容の透明性を確保し、研修も受け入れることで質の向上の好循環が生まれる。

高い専門性と生涯教育による認証をもつ医療通訳者は、「医療通訳の専門家」として医療チームの一員として活躍されることが期待される。このように、医療通訳のシステム構築に貢献する認証制度を目指す。

A. 研究目的

平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医療通訳認証の実用化に関する研究」（以下、2017年度報告書）にて我々は、「医療通訳とは『日本語が母語でない、もしくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技能と医学知識を用いて相互理解を支援する業務』とし、医療通訳者は、『医療通訳にあたる専門職』と定義する」ことを提案した。従来、日本では医療通訳者はNPO団体や国際交流協会などボランティアとしての活動が多かったが、近年在留外国人や訪日外国人の顕著な増加により、外国人患者の診療体制の整備が促進され、医療通訳のニーズも年々高まっている。現在では、医療通訳の派遣団体が各地で活動し、また電話やテレビ電話を用いた遠隔サービスを行っている企業も存在する。さらに、外国人患者受け入れの多い病院では、医療通訳を院内で配置している病院も複数あり、医療通訳が専門的な知識や技能を必要とすることは広く受け入れられつつある。大学病院などでは特定機能病院として高度先進医療などの受信が多く、「コミュニケーションが確

実にとれる」「より高度で専門的な説明にも対応できる」医療通訳も求められている¹⁾。

医療通訳の認証制度の早期設立が望まれている²⁾。今、さらに認証された医療通訳者の安定した雇用やシステム構築をする好機と考えられる。

医療通訳認証制度の目的は、医療通訳者の技能・立場を明らかにすることで医療機関での医療通訳者の活動を促進し、さらに患者側も医療従事者も安心して医療通訳者と協働できることである。医療通訳認定制度を実用化するために、医療通訳の運用体制に関する課題を抽出し、特に、本研究では医療機関における医療通訳者の受け入れに関する検討を行う。

B. 研究方法

医療通訳者や、医療通訳試験団体などとの意見交換会、パブリックコメントから、医療通訳者や医療通訳試験団体、関係者に対する調査を行った。また、日本医師会主催の医療通訳に関する協議会等で、医療機関全体の方向性を探索した。これらの調査に、文献的調査と班会議での議論を加え、考察とした。

さらに、医療通訳認証制度の周知と医療機関への受入れ促進を目的として、リーフレットの作成を行った。

(倫理面への配慮)
該当事項なし。

C. 研究結果

1. 医療通訳者やパブリックコメントからの意見

2017年11月6日から12月31日まで、一般社団法人国際臨床医学会のホームページにて募集を行い、Eメールで意見受理を行ったパブリックコメントの中で、運用について記載されているものを列挙した(表1)。

また、これまでの医療通訳者との意見交換会などでは、以下の意見があった。

- ・所属する団体もしくは派遣された病院によって、使命が異なるように感じることがある。
- ・自治体、NPOとの連携をするべき
- ・認定のメリットがあるか(費用対効果、報酬制度など)
- ・医療者側の理解が必要
- ・研修の場が欲しい
- ・雇用を確保してほしい。報酬を上げてほしい。

2. 既存の医療通訳試験団体との意見交換

2018年8月23日、医療通訳に関する試験を実施している3団体との意見交換会を行った。日本医療教育財団では医療通訳技能認定試験、一般社団法人通訳品質評議会では一般通訳検定(上級(医療))、日本医療通訳協会では医療通訳技能認定試験がそれぞれ行われていた。いずれの団体も、筆記と実技試験を行ってはいるが、基本的に試験のみでの評価であり、トレーニングに関しては必須の受験条件とは明記していない。しかしすべての団体からは、トレーニングもしくは実務経験がなければ合格できない試験内容である、との見解を得た。

つまり、試験のみでは評価としては不十分で、試験前後に研修や講習などの受講が必要であるという共通した認識を得た。

3. 医療機関(日本医師会)の方向性

2019年1月22日に開催された日本医師会医療通訳団体等連絡協議会に参加した。この会議では、研究代表者中田研から研究内容について情報提供を行った。また、医師会において外国人医療対策委員会が設置され、外国人に対しては日本の医療提供体制の周知や保険加入の推奨など、また医療機関に対しては人材育成や院内整備などの、それぞれ働きかけについて検討されていることが紹介された。さらに、訪日外国人と在留外国人に対する医療提供体制の在り方が峻別する必要があることも認識したワーキンググループが設けられていた。

4. リーフレットの作成(図1)

医療通訳に関心のある学術関連や医療通訳関連団体だけでなく、現場の医療機関へ、研究内容を周知し、医療通訳認証制度について情報提供を行うために、医療機関向けの説明書「医療機関向け医療通訳の理解を深めるリーフレット」を、研究班として作成した。外国人診療の日本の地域別特徴や医療通訳の定義と必要性、さらに新しく認証制度を提案しチーム医療の一員として活躍していくことを、わかりやすく簡潔に記載した。

D. 考察

これまで、患者やその周囲・医療通訳者・医療従事者など、それぞれ個人の対応や配慮で実施されてきた外国人診療に対して、行政面(自治体・厚生労働省や観光庁など中央省庁・政府健康・医療戦略推進本部等)や学術面(日本医師会・国際臨床医学会等)など様々な方面から、総合的かつシステムティックに促進する動きが急激に活発になっている。日本医師会は、医療通訳団体等連絡協議会を2019年1月に開催したほか、「医師の職業倫理指針」³⁾を2016年に改訂し、『外国人患者への対応』という項目が新たに追加された。「正確な診断・治療を行うためには、十分な意思疎通が必要とされるが、それが困難な場合には、適切な通訳の同伴を求め」と記載されている。このように、現場の医療機関・医師自身が外国人患者への能動的な配慮・対応に取り組むための基盤が整いつつ

ある。

1. 認証の3要素

語学力評価のための試験は多数存在する。例えば、医療分野の英語に特化した試験として、日本医学英語検定試験、治験実務英語検定、国際医療英語認定試験、看護英語試験など挙げられる。このように語学能力に対して、社会はさらに高い専門性を求める傾向にある。ただし、これらはすべて語学力のみの評価である。医療通訳においては、語学力に加えて、通訳技能や医療の知識、さらに倫理とコミュニケーションなどが必要とされる。そのため、試験のみならず、実務実習や研修が望ましいと考えられる。2016年度に実施した医療通訳認証制度に関するアンケート²⁾においても、医療通訳認証制度の問題点として、「試験内容」や「試験形」、「言語別の特殊性」なども挙げられていたが、最も多かったのは「実務・研修の必要性」であった。

しかし、医療通訳の育成は、語学学校・学校法人・地方自治体・派遣団体など様々に実施される中、地域や言語の実情に合わせ3.5時間～36時間の過程という報告もあるなど、厚生労働省「医療通訳育成カリキュラム」に準じていない養成課程も現状では多く存在する。また、提供されている養成課程が十分かつ適切な内容かを第三者機関が評価する体制も整えられていない。計画的な研修の企画・実施と養成課程・研修・講習の見える化が求められている。

そこで、養成課程そのものの第三者評価機関の設立や、認証制度が認定する内容の共通講習の開催が必要であると考え。また、認証後の医療通訳者が医療機関での研修で技能を高め、定期的な講習受診などで新たな知識を習得するなど、生涯学習が専門職として重要である。

このように医療通訳者・実務団体からのトレーニングに対する要望や、医療通訳試験団体からの意見、および研究班内での総合的な検討のもと、試験のみでは評価としては不十分で、育成・認定（試験もしくは実務）・研修と講習の3要素が必要であると考えた。試験合格・語学能力・トレーニングに加え、コミュニケーション能力なども含め、認証の基準をいくつかの要素での総合評価とし、さらに継続的な学習による更新制などの仕組みを提案していくことが望ましいと考える（図2）。

2. 医療機関の体制整備

医療通訳認証制度において、研修が重要であり、また医療通訳者や試験団体からのニーズも確認された一方、研修先となる医療機関では体制はまだ未整備である。研修は、教室等での模擬通訳や実技訓練だけでなく、医療機関でのOJT(On the Job Training)が欠かせないが、医療機関としては、一般的に資格がない、もしくは契約関係のない学生や受講生の受入れは難しい。また、実際の医療通訳者の雇用・運用においても、2017年度報告書で述べたように、医療通訳者の法的責任や医療事故等に関する調査を行い、医療機関内における医療通訳者の存在を念頭においた診療体制を構築していくことが重要と考えられた。

そこで、どのような体制構築が望ましいか、またそのための課題と解決策を検討した。

2.1. 医療安全対策のひとつとして、医療通訳が必要であるとの認識をもつ必要がある。

今回我々が作成した「医療機関向け医療通訳の理解を深めるリーフレット」（図1）は、外国人診療・医療通訳に関わる医療機関やその担当部署・担当者だけでなく、より広く医療通訳や医療通訳認証制度を周知することに役立つと考える。加えて、医師会や省庁などの取組により、医療通訳の情報がさらに広まることが期待される。今後もこのような説明や情報提供などを継続し、医療チームの一員としての受け入れを推進していく。

さらに、医療通訳者のニーズに対する病院を対象とした全国調査では、医療通訳が必要とされる理由として最も多いものは、「医療リスクを低減するため」であり、続いてコミュニケーションの円滑化、インフォームド・コンセントの徹底などの回答が多かった⁴⁾。そこで、具体的に考えられる医療リスクの例を、以下に示す。

・質の担保されていない医療通訳を用いること：
誤訳のリスクや個人情報の流出などのリスクが高まるため、トレーニングを受けた医療通訳者を利用することを勧め、またそれでも患者の同意を得られない場合には、その旨を明記することも考慮する。

・日本語の日常会話がある程度できる患者に通訳を利用しないこと：

医学や医療についての理解や、説明・同意文書

などの文章読解は難しい場合もある。この場合も、積極的に医療通訳の必要性を患者に説明すべきである。

- ・医療通訳による誤訳
- ・医療通訳による患者もしくは院内の個人情報漏洩
- ・感染：

感染患者の情報不足、患者から医療通訳者や医療従事者へ、医療通訳者から患者や医療従事者へなど、様々なパターンを考慮して感染対策を講じる必要がある。

医療安全対策のためには、リスクを考慮した上での人員管理、研修が必要である。海外の医療通訳に対する訴訟例やリスクマネジメント体制などを参考に、それぞれの保障体制について検討が必要である。

2.2. 医療機関での受入れ時の課題と対策案

医療の専門化・多様化に伴いさまざまな医療関係職種が生まれ、専門的知識・技術を発揮しながら医療チームを形成している。医療通訳の雇用形態として考えられるのは、1.病院職員、2.派遣、3.遠隔通訳などがある。それぞれで、医療機関としての対応や、法的責任の所在が異なる。たとえば、1.病院職員の場合、医療機関の所属である。医療現場には医療資格をもたない人々やボランティアも多く働いており、医師や医療管理者は、職務内容について適宜指導し、医療が適正に運営されるよう心を配る必要がある³⁾、医療通訳は、医師の指導のもと通訳を行うことになる。

次に、派遣団体、電話・テレビ通訳事業者の利用、もしくは個人の医療通訳者など外部からの通訳者の場合は、派遣団体や事業者もしくは通訳者個人と、情報漏洩や通訳者に損害が生じた場合の責任や免責事項等についてあらかじめ検討しておく必要がある。さらに、その際には契約書など文書化にしておくことよい。また、医療機関ごとに、例えば診療時間や可能な検査の範囲、また個々の診療の流れなど、特徴がある。外部からの医療通訳者の場合、このような違いが原因で、説明や通訳が不足してしまう可能性もあるため、注意が必要である。

いずれの雇用形態であっても、医療通訳を選ぶにあたって、なぜこの人を通訳者として選択したのか、その品質が問われ、また管理は誰が行うのかも検討しておく必要がある。単に通訳

の問題だけでなく、コミュニケーションや患者や職員との接し方などの評価を行ったり、派遣事業主などとの面談も考慮される。

日常診療の中では、医療従事者は名前や職種を明示している。名札を着用し、初診時や担当になった時など、医師や看護師だけでなく他の医療職も必ず最初に名乗ることが教育されている。また患者の家族でも、診察室に同席する場合やお見舞いで病棟に入る時など、医療機関は必ず名前や患者との関係を確認し、診療記録や別の文書で保管している。しかしながら、医療通訳についてはこのような体制がまだ未整備である。そこで、医療機関は、院内雇用であっても外部からの派遣であっても、医療通訳者が同席したことやその名前・所属などを診療記録などで記録を残し、遠隔通訳の場合も利用したことを保存するべきであろう。

さらに、患者に対して、医療通訳がなぜ必要なのかを伝え、医療通訳の利用を進めるようにする方が良い。医療通訳を利用する同意、および認証されていない医療通訳（例えば、家族など）を利用するときの免責など、情報提供や確認が必要である。

2.3. 医療通訳の記録

医師の作成する診療録とともに、処方箋・画像検査・検査データや報告書・看護記録など様々な記録が、「診療記録」として保存されている³⁾。他の医療職種と同様に、カルテへのアクセス制限をかけた上、通訳内容を診療記録として作成し、もしくは派遣の場合でも通訳レポートのテンプレートなどを作成して、保管管理の体制を作ることも必要であると考えられる。

通訳内容の記録作成と保存は、診療記録と同様、業務内容の透明性を確保するためにも重要である。万が一誤訳の可能性などトラブルが生じた際に、医師の説明、患者の理解、もしくは通訳の過程などどこに問題があったか、事故と過失、過誤の検証が可能となる。これは、医療のリスクマネジメントとして、場合によっては通訳者の保護として、また患者にとっても大きな利益となる。

診療記録、もしくは音声記録で保存することを検討し、今後はさらに、他の医療職と同様に賠償責任保険などについても検討が望ましいかもしれない。

2.4. 医療機関で受け入れるために必要な講習

2017年報告書で、「医療特有の知識、倫理の教育・訓練が必要」であると述べた。各病院でも医療安全に関する講習は、採用時もしくは定期的に実施され、受講を確認するなど管理されている。医療通訳の中には、病院配置でなく派遣型の雇用形態や、遠隔通訳などの企業や団体などの所属の場合もある。そこで、認証機関が中心となって共通の内容の講習を行うことが、最も効果的であろう。

講習の内容を検討するにあたって、まず他の医療職において必須とされている講習を検討した。大阪大学医学部附属病院では、中央クオリティマネジメント部が中心となって、医療安全講習会、感染対策講習会、医療倫理講習会、医療情報・個人情報・情報セキュリティー対策講習会、医薬品安全管理講習会、医療機器安全管理講習会などを毎年開催している。新規採用時には、オリエンテーションとして、前述と同様の医療安全管理、院内感染防止対策、病院における個人情報の取り扱いなどに加え、医療人としてのプロフェッショナルリズム、教職員へのハラスメント防止や、地震災害への備えや消防訓練などの災害対応の講義も実施している。

外国人患者の視点で考えると、システムも違う日本で病院に受診した時に、医師・看護師・薬剤師・事務員などの区別は難しく、全員を「病院で働いている人」として認識する可能性が高い。特に、訪日外国人では救急対応が多いこと、在日外国人であっても院内で突然急変する可能性は十分予測され、さらに災害の多い日本の状況を考えると、派遣か職員か、医療職かそうでないかに関わらず、対応が求められる。そこで、医療通訳者に必要と考える講習には、以下のものが候補として挙げられる。

医療安全、
感染対策(院内感染防止や感染症)、
医療倫理、個人情報保護、
災害対応、蘇生講習、
医療制度(保険制度など)

特に、個人情報に関しては、医療機関は個人情報保護法第21条でその管理の監督義務を課しており、事務職等の医療職以外の従業者についても雇用契約上、守秘義務が課せられていることを留意する。

2.5. 医療通訳者の研修受け入れ

前述のように、医療資格のない人や契約のない人の医療機関での受け入れは難しい。一方で、医療機関では、教育機関と連携し学生や研修生、研修医などを受け入れ、指導を行っている。そこで、医療通訳の認証機関と医療機関が連携し、指導者の下で研修を行うことは可能であると考えられる。この結果、医療通訳者の質の向上が図られ、好循環につながると期待される。

E. 結論

医療通訳認定制度の実用化のために、認証制度に必要な枠組みと医療機関の受け入れ体制に関する課題を抽出し、検討を行った。

第一に、認証制度は、試験だけではなく、育成・認定・研修の3つの要素が必須であり、さらに認証後も継続的な生涯学習が専門職として重要であると考えられた

第二に、医療通訳を医療機関が受け入れる体制整備が必要であると考えられる。まず、医療安全対策として医療通訳が必要であるとの認識をもち、その際に今回作成した医療機関向けのリーフレットの活用が期待される。また受け入れ時には、医療通訳の質を評価し、責任などを明確にした契約について検討が必要である。通訳内容は診療記録として保存し、業務内容の透明性を確保することが、医療通訳者・医療従事者・患者それぞれにとって望ましい。さらに、定期的に医療安全や倫理などに関する共通講習を、認証団体が主体となって実施することで、医療通訳の質の担保と公平性が保たれる。医療通訳者の研修受け入れを、認証機関と医療機関が連携して実施することで、医療通訳者の質の向上が得られることが期待される。

医療機関は、多業種からなるチームであり、各業種に共通するのは、医療に対する専門性の高い技術・知識と、医療安全の知識倫理モラルに対する教育訓練、さらに繰り返しの教育や訓練が必要とされていることである。これは、まさに医療通訳の認証制度が必要と考える要素と一致しており、認証された医療通訳者が「医療通訳の専門家」、医療チームの一員として活躍されることが期待される。

参考文献

- 1) 田畑知沙、他、日本における外国人診療の課題：大学病院における医療通訳と”言葉の先にある問題”、国際臨床医学会雑誌、第2巻、第1号、pp. 36-39, 2017.
- 2) 田畑知沙、医療通訳と認証制度の現状ヒアリング調査研究、平成28年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医療通訳の認証のあり方に関する研究」分担研究報告書.
- 3) 医師の職業倫理指針 [第3版]、公益社団法人日本医師会、平成28年10月.
- 4) 濱井妙子、他、全国自治体病院対象の医療通訳者ニーズ調査、日本公衆衛生雑誌、第64巻、第11号、pp. 672-683, 2017.

3. その他 なし

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

国際臨床医学会雑誌（第2巻第1号、日本における外国人診療の課題：大学病院における医療通訳と“言葉の先にある問題”）平成30年7月30日、国際臨床医学会、田畑知沙、南谷かおり、中田研

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

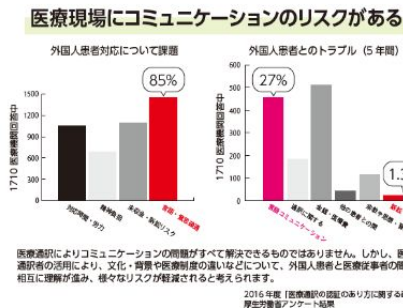
なし

【資料】

表 1. パブリックコメントの中で、医療通訳の運用やあり方についての意見

管理
通訳士を一括化管理するとすれば、通訳士の運用にももっと効率良く出来ると期待しております。
医療通訳者を認定するだけでは意味がないので、実際にどう運用するかがこの認定制度の本来の目的に達成するかどうかにかかってきます。
認定された医療通訳者名簿を HP に公開するのも 1 つの方法だと思いますが、～初回は直接連絡ではなく、学会を通して紹介してもらう方が安心できると思います。
一方、使用側(医療機関)にも周知、利用方法の講習など行う必要があると思います。現場で認定されている医療通訳者とそうでない者の差別化をしなければ、わざわざ認定を受けようと思わなくなります。制度の維持に必要な要件と言えるでしょう。
試験運営団体または認定団体が通訳者を管理すればよいのではないのでしょうか。
医療機関での医療通訳も必要ですが、それ以上に薬局でも必要と考え、薬局への派遣を広げることを望んでいます。
医療機関の理解
医療機関側にもユーザートレーニングを行う
医療通訳者認定制度を確立させたいのならば、まずは、その必要性を広く医師達が理解して、医療機関を、そして地域行政を動かすような努力をするよう啓発活動をしていただきたいと考えます。医師による必要性、重要性の理解をもって、医療通訳の専門性が社会でより認められるようになるでしょう。
医療通訳者を利用する機関のスタッフ、とくに実際に接する医者や看護師など医療従事者に円滑な利用を図るための講習を義務付けてはどうでしょうか？対面や遠隔や電話などシチュエーションがいろいろあるので決まった形式をとるのは難しいとは思いますが、通訳者の能力を生かすためには医療者の協力と理解が必要であると感じます。
コーディネーター
医療通訳だけでなく、医療コーディネーターの養成と配置ももっと力を入れ、これも外国人医療の一環として考えていかなければならないと思います。
誰にどの通訳をしてもらうのが、クライアントが病院にかかるためにやっておかなければならないことや、かかり方の説明、などなどコーディネーターの仕事はとて大変です。そしてこれが機能しなければ、うまく病院にかかることも難しいです。
外国人の受診を円滑にし、医療通訳が本来業務に専念できるように外国人の対応に熟練した医療ソーシャルワーカーの育成と、医療通訳との連携の促進についても取り組まれる必要があります。
医療チームの中での立場
医療現場に求められる通訳者は、医療機関において同じ目的を達成するために構成された「医療チーム」の一員でなければならないと考える。
通訳者を雇用する事業者は、高い言語能力・医学知識・倫理観・多文化理解・相手に伝えるコミュニケーション能力を、医療機関、医療従事者、関係教育機関と協力を得ながら学習の場を提供し、日々研鑽を重ねることにより、対面(同行)や遠隔といった多様性に対応できる「医療チーム」の一員を育て、そして認証していくことが医療通訳者水準(質)の維持と向上につながり、医療現場における言語のバリアフリー化とグローバル化に寄与するものと考えます。
資格認定された通訳者が雇用された時、雇用した病院または医師はクライアントであり主従関係になります。医療通訳者はクライアントに嫌われないサービスをしなくてはならない。理不尽な要求や指示があってもクライアントの言うことを最大限に尊重して従い契約してもらえよう、また継続して我々を使ってもらうために精一杯サービスすることが必要になります。
医療通訳者は「医療者」であり「通訳者」、中立が基本ではありますが、両者に矛盾が生じた際にはどちらを優先すべきなのか。

図 1. 医療機関向け
医療通訳の理解を
深める
リーフレット

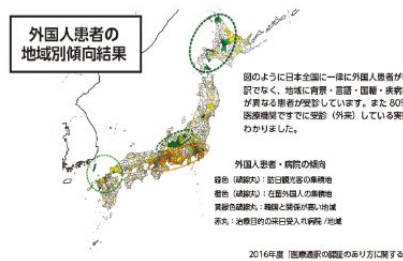


医療機関向け
医療通訳の
理解を深める
リーフレット

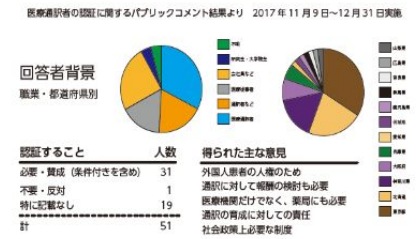


2018年度厚生労働省科学研究費補助金による「医療通訳認証の実用化に対する研究」研究班

「外国人患者」は地域性と多様性がある



「医療通訳認証制度は必要」との意見が多数



医療機関での研修も必要です。一緒に医療通訳の制度を作っていきましょう

医療通訳者の認証制度について

医療通訳者とは、日本語が母国語でない、もしくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技能と医学知識を用いて相互理解を支援する専門職です。

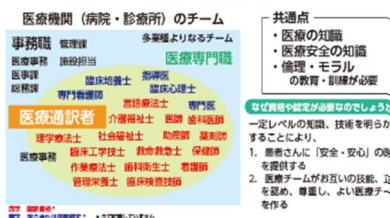
2017年度「医療通訳認証の実用化に関する研究」

認証制度は以下の3点が重要と考えます

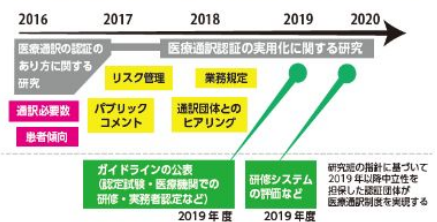
- 育成 — 医療通訳育成カリキュラム基準
 - 認定 — 条件（試験合格認定と実務者認定、更新あり）
 - 研修 — 医療機関での認定医療通訳者の受け入れと研修
- ※実務者は医療通訳として実務経験がある者

チーム医療としての医療通訳者

医療通訳者が医療チームの中で仕事をする



医療通訳者の認証研究と実用化のあゆみ



医療現場の協力・研修が重要で

より良い医療通訳のために

今後さらに、医療機関において多言語対応に迫られる機会が増加することが予想されます。研究班では、医療通訳者の認証には、育成や認定のみならず、医療機関における研修の過程が重要であると考えています。医療機関のご理解・ご協力を頂き、医療通訳認証制度が医療における多文化共生社会の実現の一助となれば幸いです。



医療機関での研修も必要です。一緒に医療通訳の制度を作っていきましょう

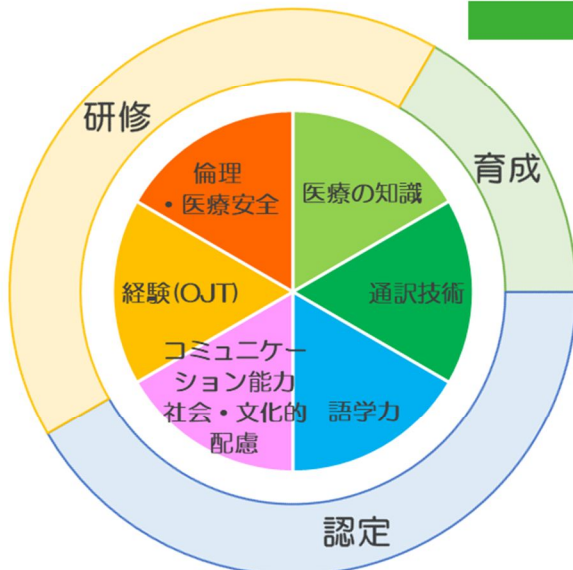


図 2. 認証制度のイメージ図